

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年9月29日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「2022年（令和4年）3月23日付「奈良県〇〇市〇〇〇〇における建築物（施設を含む）の都市計画法違反、建築基準法違反の実地調査並びに是正措置等の要望書」の要望に対して、株式会社〇〇〇〇の上記建築物（施設を含む）に対しする実施機関の実地調査並びに是正措置等に関する一切の行政文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年10月12日、実施機関は、本件開示請求は、特定の法人に対する法違反の是正措置等に関する文書の開示請求であることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同条6号に規定する県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを開示することとなるため、条例第10条に該当するとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年12月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定を取り消し、公開決定を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月13日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

上記の決定を取り消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

上記決定において、非公開公文書に該当しないため、非開示とすることは違法、不当であり、知る権利の侵害に当たり、不利益処分であるため。

(2) 反論書

第1、本件行政文書開示請求の内容

令和4年9月29日付の行政文書開示請求書は、

- 1、「株式会社〇〇〇〇の上記建築物（施設を含む）」に対する実施機関の現地調査の行政文書
と、
- 2、「是正措置等に関する」一切の行政文書
に2つに分かれている。
- 3、ところが、弁明書は、全体として、法違反の是正指導等に関する情報と評価して、条例第7条第3号ア、同条第6号後段に該当するとして、条例第10条による不開示決定をしたと弁明している。

第2、弁明書の問題点

- 1、しかし、そもそも開示請求者が実施機関に求めたものは、資料1の内容であり、株式会社〇〇〇〇が自ら都市計画法及び建築基準法違反を認めて該当地にある違法建築物を平成24年3月31日までに移転するとの是正計画書に反して、令和4年3月23日現在、未だ違法建築物が存在していると思われるので、「現地調査」と「(存在するなら)その是正措置」を求める2つの内容を含んでいる。
- 2、そして、この建築物所在地は、「市街化調整区域」であり、そもそも建築物を建築することができない区域であるとともに、その物件は、いずれも未登記であって、奈良県に対して各許可申請もされていない建築物であることは明白である。
- 3、そのため、まずは、「現地調査」を要請して、「現状、どのような物件がどのように築造されており、そこで何をしていた、どのように利用されているのか」を調査要請した。
- 4、これに対して、実施機関は、令和4年4月21日に現地調査をした。
しかし、その現地調査の内容については回答を拒否した。
- 5、現地調査自体は是正措置検討に先立つ「事実の客観的確認」という事実行為であり、その後の是正措置の検討とは別のものである。
ところで、一般人としては、所有者・占有者の了解なく、区域内に立入ることもできず、どのような建造物が存在し、どのように利用されているかを「知るすべ」がない。

6、このような実地調査の内容を開示しないことは、実情がどのようになっているのかという県民の「知る権利」をシャットアウトとすることになる。

7、ちなみに、条例第7条（3）アは、該当法人の「正当な利益を害するおそれ」があれば、その開示義務をまぬがれるが、該当法人の建造物が市街化調整区域に建築され、自ら法令違反を認め、是正計画書を提出したにもかかわらず、その期限までに（現在もか？）是正措置をとらなかったものであり、その法令違反の違法性の程度は高く、とうてい「正当な利益」を害するおそれとはならない。

8、次に、開示請求者が「是正措置等」を求めていることは、事実である。

そして、是正措置のなされることを、令和4年3月23日の要望書提出日より結果を待っていたものであり、同年5月16日、8月23日にも要望書を出している。

しかし、実施機関は、その是正措置の検討内容を全く明らかにせず、本開示請求に対しても是正措置の検討内容を明らかにせず、更には、是正措置検討の存否すら明らかにしない立場をとる。

しかし、本件において、開示を要請しているのは「実地調査」による客観的な状況確認を開示請求するのが第1の請求の内容であって、是正措置の検討とは直接関係しない。ちなみに、該当地に建築物のあることは、請求者も認めているものであり、不開示情報を開示することになると解釈することは、飛躍した拡大解釈であり、条例第10条の適用ありとすることは、法令適用を誤っている。

9、仮に、是正検討の内容を開示することが、第7条（6）本文に該当すると判断するならば端的に同条第6号で是正措置の検討内容を開示することは、拒否すると言えれば足りる。

10、それにもかかわらず、全てについて存否を明らかにしないとの対応は、そもそも是正措置の検討をもしていないのではないかと行政に対する不信感を拡大させるのみである。

第3、結論

1、以上、開示請求者が「実地調査」の内容の開示を求めているが、これは開示すべきであり（この場合は一部開示）、是正措置の検討内容については、適切な条項によって対処されたい。

2、なお、開示請求者は、是正措置について、すみやかに実施機関が対応されることを望む。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件の経過

(1) 令和4年9月29日、審査請求人は、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に

対し、条例第6条第1項の規定により、「2022年（令和4年）3月23日付「奈良県〇〇市〇〇〇〇における建築物（施設を含む）の都市計画法違反、建築基準法違反の実地調査並びに是正措置等の要望書」の要望に対して、株式会社〇〇〇〇の上記建築物（施設を含む）に対しする実施機関の実地調査並びに是正措置等に関する一切の行政文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 令和4年10月12日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の法人に対する法違反の是正措置等に関する文書の開示請求であることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同条6号に規定する県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを開示することとなるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定を取り消し、公開決定を求める旨の審査請求を行った。

2 処分の理由

- (1) 本件開示請求の趣旨について

本件開示請求は、審査請求人が実施機関に、〇〇市〇〇地内の建築物の都市計画法及び建築基準法違反の実地調査並びに是正措置等の要望書を提出し、その要望に対して、実施機関が行った特定の法人（「株式会社〇〇〇〇」を指す。以下同じ。）に対する同法等の違反を前提とした是正措置等の対応に関する行政文書の開示を求めたものである。

- (2) 不開示の理由について

ア 本件対象文書の条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することが出来る。」と規定している。

(ア) 条例第7条第3号について

本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）は、特定の法人に対する都市計画法及び建築基準法違反を前提とした是正措置等の対応に関する情報である。条例第7条第3号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、不開示情報とする旨規定している。「その他不当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであ

ると解されている。

したがって、本件存否情報を公にすることにより、特定の法人が実施機関から法違反の是正措置等の指導監督を受けたことが明らかとなり、各種法令を遵守せず、あるいはこれを軽視していると評価され、社会的信用が低下し、ひいては、取引関係等において法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件存否情報は条例第7条第3号アに掲げる情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

実施機関では、一般的に法違反の是正指導等を行っており、当該事務に関わり実施機関の職員が文書を作成又は取得していることから、それらは実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

同号後段の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、当該事務又は事業の目的、その目的の達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されている。

一般的に法違反の是正指導等に関する情報は、違反行為者等に対する事情聴取等を積み重ねて進められるもので、内容やその結果を公表しないことを前提として実施しており、仮に、実施機関が指導内容等を開示することとした場合、違反行為者等が指導内容等の開示されることをおそれ、以降の事情聴取に応じないなどの事態が生じることは十分に予測され、それ以降の法違反に関する情報収集が困難になるなど、是正指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件存否情報は条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、審査請求人は、非公開公文書に該当しない旨主張しているが、本件開示請求は、特定の法人に対する法違反を前提とした是正措置等に関する行政文書の開示請求であることから、本件存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び同条第6号後段「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公とすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適切と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、特定法人の〇〇市内の特定建築物が都市計画法及び建築基準法に違反していることを前提に、実施機関あてに2022年（令和4年）3月23日付けで当該建築物の都市計画法及び建築基準法違反の実地調査並びに是正措置等の要望がなされ、当該要望に対する実施機関の実地調査及び是正措置等に関する行政文書を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を答えることは、特定法人に対して、特定建築物の都市計画法及び建築基準法違反に対する実地調査及び是正措置等を行ったか否かという情報を示すことになると認められる。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件存否情報を答えるだけで条例第7条第3号及び同条第6号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているので、以下検討する。

条例第7条第3号には、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、特定の法人に対する都市計画法及び建築基準法違反を前提とした

実地調査並びに是正措置等に係る法人に関する情報であって、公にすることにより、同法違反の有無が明らかになることが認められる。

次に、本件存否情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は、本件存否情報を公にし、特定法人の特定建築物の都市計画法及び建築基準法違反の有無が明らかになることにより、当該法人が都市計画法及び建築基準法を遵守せず、あるいはこれを軽視していると評価され、社会的信用が低下し、ひいては、取引関係等において法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

そこで、都市計画法及び建築基準法違反の取扱いについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関では、都市計画法や建築基準法に定める基準に違反していることをもって、直ちに一律に是正を命じ、その命令を公示するというのではなく、違反の程度等に応じて段階的に措置を講じる仕組みとなっているとのことであった。また、同法には、是正命令に至る前の段階において、その措置状況を公にする規定がないことが確認できた。そこで、本件開示請求にある特定法人の〇〇市内の特定建築物について、都市計画法及び建築基準法違反として実施機関が是正命令などの公示をしたかについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、そのような事実はないことが確認できた。

そうすると、是正命令に至る前の段階の措置状況等を公にすることで、当該措置の対象となる法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かが問題となる。実施機関によると、違反の程度等に応じて措置が異なるとのことであったが、一般的には、法に違反する又は違反の疑いがある建築物であるという事実が公になると、違反の程度等に関わらず、当該建築物を建築又は所有する者が法令を遵守しない者と評価されるとともに、社会的信用が低下し、取引が控えられるなど、競争上の地位が害されるものと考えられる。したがって、本件存否情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、条例第7条第3号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。都市計画法及び建築基準法違反に対して実施機関が是正を命じ、公示する場合とは、違反の程度等が著しい場合等であって、是正命令に至る前の段階にあっては、同法の趣旨を鑑みると、情報を開示することによって、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要があるとまでは認められないと考えることが相当である。本件開示請求にある特定法人の〇〇市内の特定建築物については、前述のとおり、都市計画法及び建築基準法違反として実施機関が是正命令などの公示をした事実がないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要がある、開示すべき情報であるとまでは認められず、同号ただし書に該当しない。

これらのことから、本件存否情報は条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

条例第7条第6号には、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは原則として不開示とする旨規定している。

都市計画法や建築基準法には都道府県知事による権限などに関する規定があり、当該規定によると、都市計画法及び建築基準法違反の是正指導等の事務は実施機関の事務であると認められる。

次に、実施機関は、是正指導等の内容を公にすることにより、違反行為者等は指導内容等が開示されることをおそれ、以後の事情聴取に応じないなどの事態が生じることが予測され、それ以後の法違反に関する情報収集が困難になるなど、是正指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているので、以下検討する。

まず、違反行為者等に対する事情聴取及び法違反に関する情報収集に関して、事務局を通じて実施機関に確認したところ、是正指導等を行うにあたっては、違反又は違反が疑われる建築物の現状の確認は欠かせないものであり、当該建築物の所有者等に事情聴取などを行うことによって、法違反に関する情報収集をするとのことであった。そして、この事情聴取は、法に基づく強制力はなく、相手方の任意の同意又は協力のもと実施されるとのことであった。したがって、相手方の同意又は協力が、都市計画法や建築基準法違反の是正指導等の事務の適正な執行には不可欠であると考えることが相当である。

そして、是正命令に至るより前の段階の是正指導等の状況を公にすることで、相手方が法令を遵守しない者と評価されるとともに、社会的信用が低下し、取引が控えられるなど、競争上の地位が害されるものと考えられることは前述のとおりであり、そのようなことを恐れ、事情聴取に協力しなくなることにより、是正指導等の事務が適正に遂行できないこととなると考えることが相当である。

これらのことから、本件存否情報は条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第3号及び第6号に規定する不開示情報を開示することになるため、本件存否情報は条例第10条に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5年 1月13日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年 2月10日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 5年 9月11日 (第269回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年10月16日 (第270回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年12月15日 (第271回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6年 2月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	